

世羅町建築物等木材利用促進方針

平成 24 年 9 月 6 日制定
令和 4 年 10 月 20 日改定

この方針は、世羅町内の建築物等の整備において、木材の利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下法という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき定められた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）及び広島県建築物等木材利用促進方針（平成 22 年 12 月 13 日制定）に即して必要な事項を定める。

第 1 建築物等における木材の利用の促進の意義・目的

1 木材の利用の促進の意義

木材の利用の促進は、森林の適正な整備につながり、森林の多面的機能の発揮や地域経済の活性化に資するとともに、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成、二酸化炭素の排出の抑制、建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待できる。

2 木材の利用の促進の目的

町内建築物等の木造化、木質化等を促進することにより、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とする。

第 2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的方向

この方針における公共建築物とは、広く町民の利用に供される公共性の高い建築物をいい、当該建築物を整備する者は、可能な限り木材化を図るものとする。また、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木造建築物の普及、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

第 3 積極的に木材化を促進する公共建築物の範囲

1 公共建築物等の木造化

公共建築物の整備においては、原則として全て木造化を図るものとする。木造化にあたっては、可能な限り広島県産材を使用するものとする

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設など、当該施設に求められる機能等の観点から、木造化

になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

2 内装等の木質化

世羅町は、その整備する公共建築物について、高さ・面積の規模にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。内装等の木質化に当たっても、可能な限り広島県産材を使用するものとする。

3 その他の木材利用

世羅町は、その整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木事業資材についても木製品の利用を促進する。また、暖房機器やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。この場合も、可能な限り広島県産材を使用するものとする。

第4 普及啓発

木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において、重点的に普及啓発に取り組むものとする。

第5 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

また、建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、情報発信するものとする。

第6 その他木材の利用の促進に関し必要な事項

公共建築物の計画を企画・立案する場合、広島県産材等の効果的な利用促進・木造化及び内装等の木質化を検討するため、関係部局が連携して円滑な連絡調整を行うものとする。

また、建築物等における木材の利用に当たっては、計画・設計から施工・維持管理に至る全プロセスにおいて、効率的な事業の実施に取り組み、建設・維持管理コストの縮減に取り組むものとする。